

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則
第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

2020年10月21日付け町田市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている地域
町田市山崎町、本町田及び函師町の一部
2. 協議が調っている運行の区域
別紙運行区域図参照
3. 運行時間帯
運行時間帯：7時00分～21時00分
4. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - (1) 種類
一般運賃：100円
未就学児：一般運賃の乗客1名につき2名まで無料
(3人目からは一般運賃を適用する)
 - (2) 適用方法
現金、IC、クレジットカード（アプリ内決済）
※運賃は全て同額とする
5. 協議が調っている使用車両
ワゴン型車両を使用し、常用2台及び予備1台の合計3台とする
6. 協議が調っている運行事業者
神奈中タクシー株式会社
7. 運行の態様について
区域運行

8. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

(1) 適用する期間

2021年1月18日から3月12日までとし、期間中毎日運行とする

(2) その他条件

運行時間帯等軽微な変更については、当会議での議決を経ずに事後的に報告を行う。

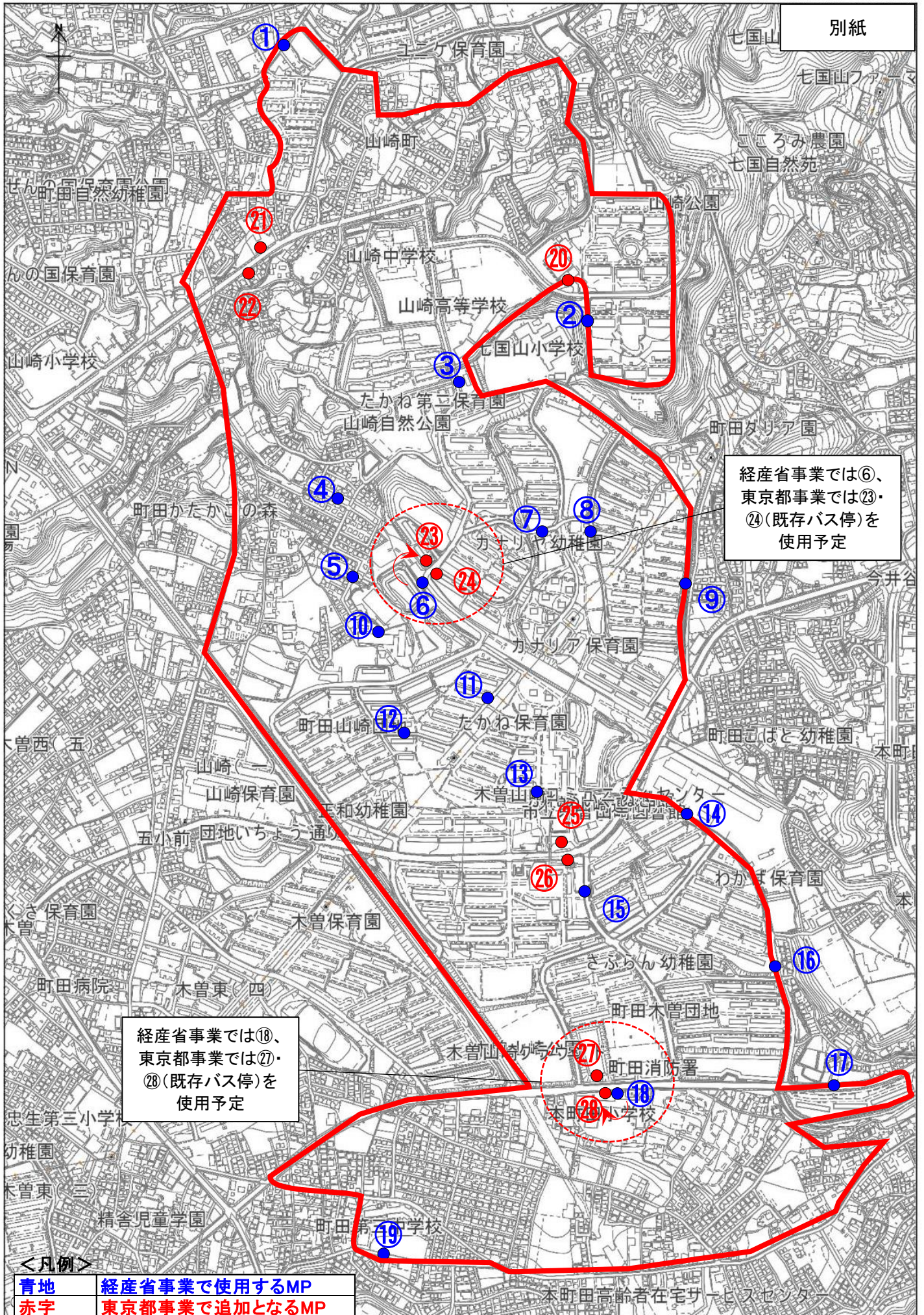
2020年10月21日

町田市地域公共交通会議

会長 岡村敏之

町田山崎団地エリアオンデマンド交通実証実験 運行区域図

別紙



経産省事業では⑥、
東京都事業では⑳・
㉑(既存バス停)を
使用予定

経産省事業では⑩、
東京都事業では㉗・
㉘(既存バス停)を
使用予定

<凡例>

青地	経産省事業で使用するMP
赤字	東京都事業で追加となるMP

250 m
1:6,400